

随 意 契 約 理 由 書

1. 業務名：淀川左岸線延伸部 鉄道交差部近接影響検討業務
2. 契約相手方：日本シビックコンサルタント株式会社
3. 随意契約理由：

本業務については、簡易公募型プロポーザル方式による業務発注をすべく、技術提案書の提出を招請し、建設コンサルタント選定委員会において参加資格判定及び技術提案書評価を実施した結果、日本シビックコンサルタント株式会社から提出された技術提案書を特定した。

したがって、本業務は阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号に該当するため、日本シビックコンサルタント株式会社と随意契約するものである。

以 上